

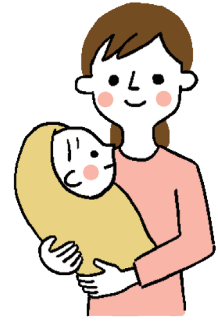


出産育児一時金

出産するとき

出産育児一時金とは？

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。

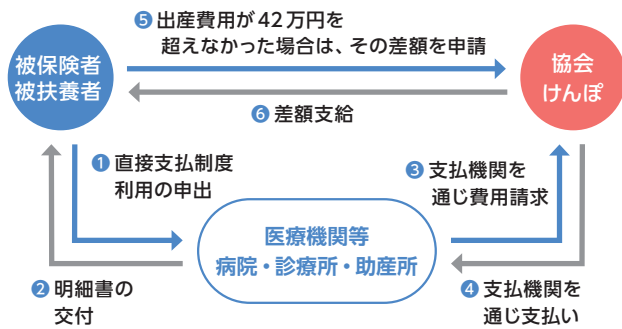


支給方法は？

出産にかかる費用に「出産育児一時金」を充てることができるように、協会けんぽから「出産育児一時金」を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)となっています。なお、直接、医療機関等に「出産育児一時金」が支払われることを希望しない方は、出産後に被保険者の方から協会けんぽに申請いただいた上で、「出産育児一時金」を支給する方法をご利用いただくことも可能です。

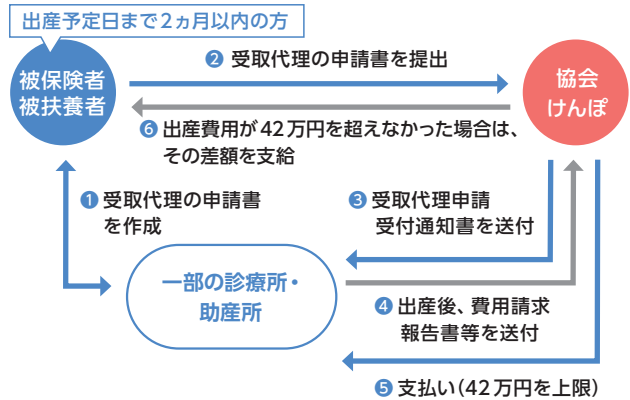
事務的負担や資金繰りへの影響が大きいと考えられる施設の場合で、厚生労働省へ届け出た診療所・助産所については、医療機関等が被保険者に代わって「出産育児一時金」を受け取る「受取代理」制度を利用することができます。

● 直接支払制度の流れ

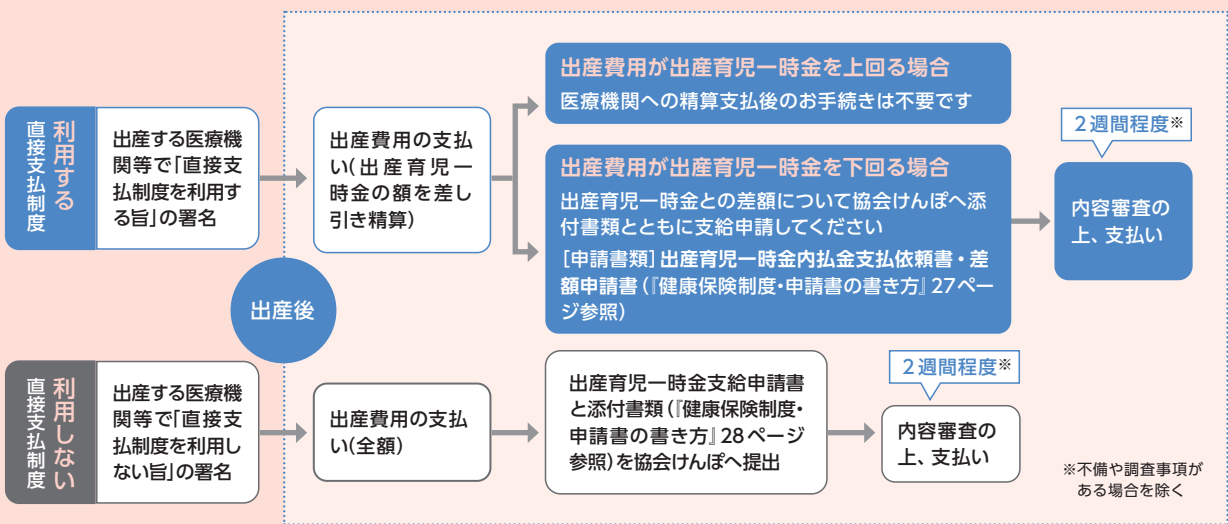


※出産費用が42万円を超える場合、被保険者等はその差額を医療機関等に支払います。
※出産費用が42万円未満の場合、協会けんぽは、その差額を被保険者に支払います。

● 受取代理制度の流れ



出産育児一時金の支給にかかる手順



※不備や調査事項がある場合を除く



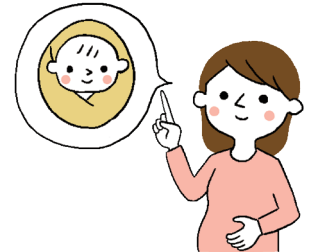
出産育児一時金・家族出産育児一時金の額は？

出産育児一時金および家族出産育児一時金の額は、一児につき42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合または在胎週数22週未満の出産の場合は40.8万円※）となります。多児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。

● 出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額

産科医療補償制度※1 加入機関で在胎週数22週以降の出産※2	42万円
産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週に達しなかった出産	40.8万円(※)
産科医療補償制度未加入の機関で出産	

※ 2021年12月31日以前の出産の場合は40.4万円



※1 産科医療補償制度とは	医療機関等が加入する制度で、加入機関で出産され、万一、分娩時に何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償するものです。対象分娩である場合には、領収・明細書に明記されています。
※2 出産とは	妊娠85日(4ヵ月)以降の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます。

直接支払制度を利用した場合の出産費用

(産科医療補償制度加入機関において在胎週数22週以降に出産した場合)

● 出産費用が出産育児一時金の額を上回る場合

(例) 出産費用が50万円の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出産費用} \\ \hline 50\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{出産育児一時金} \\ \hline 42\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療機関へ支払う額} \\ \hline 8\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

不足分を医療機関等の窓口でお支払いいただきます

● 出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合

(例) 出産費用が40万円の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出産育児一時金} \\ \hline 42\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{出産費用} \\ \hline 40\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{差額支給分} \\ \hline 2\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

協会けんぽへ差額分の支給申請をしていただきます
(P.52参照)



帝王切開等(保険適用)による分娩の場合は？

帝王切開等による分娩の場合は、健康保険が適用されます。帝王切開等の高額な保険診療が必要になることがわかった場合は、協会けんぽへ「限度額適用認定証」を申請してください(P.43参照)。限度額適用認定証を利用すると、自己負担限度額までのお支払いとなります。



退職などで資格を喪失した後も受け取れますか？

下記の①、②の要件を満たす場合のみ、被保険者が資格喪失した後の出産(被扶養者の出産については対象となりません)であっても、出産育児一時金の支給を受けることができます。 ※資格喪失後に加入した健康保険で出産育児一時金を請求していない場合に限りです。

- ① 資格を喪失した日の前日(退職日等)までに、1年以上(任意継続被保険者期間は除く)継続して被保険者であること(協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません。)
- ② 資格喪失後6ヵ月以内の出産であること

医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用し、差額が生じる場合⇒出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書の記載例は「健康保険制度・申請書の書き方」27ページ参照

医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用しなかった場合⇒ 出産育児一時金支給申請書の記載例は「健康保険制度・申請書の書き方」28ページ参照